

令和4年5月12日開会

ごみ処理施設等調査 特別委員会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会

ごみ処理施設等調査特別委員会会議録

~~~~~

## 日 程

日 時 令和4年5月12日（木）  
午後2時00分開会  
場 所 米子市淀江支所 議場

- 1 開 会
- 2 協議事件
  - (1) 濃縮水処理施設の事業費について
  - (2) 「未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口」の設置について
- 3 閉 会

~~~~~

出席者（8名）

委員長	中田	利幸	副委員長	山本	芳昭
委員	石橋	佳枝	委員	三鴨	秀文
委員	森岡	俊夫	委員	景山	浩
委員	勝部	俊徳	委員	三好	晋也

~~~~~

## 欠席者（0名）

~~~~~

説明のため出席した者

副管理者 米子市副市長	伊澤 勇人	事務局長	三上 洋
事務局施設管理課長	本池 将	事務局ごみ処理施設整備課長	生田 公志
事務局施設管理課環境企画 室長	吉持 貴文	事務局ごみ処理施設整備課 長補佐	加藤 公教

~~~~~

## 議会担当職員

|     |      |    |       |
|-----|------|----|-------|
| 書記長 | 近藤 隆 | 書記 | 板井 寛典 |
|-----|------|----|-------|

~~~~~

1 開 会

(午後2時00分 開会)

○中田委員長 これより、ごみ処理施設等調査特別委員会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

協議に入ります前に、委員の異動についてお知らせをいたします。議会閉会中に、境港市議会選出の森岡委員が任期満了となられましたが、引き続き森岡委員が選任されておりますので、御紹介をさせていただきます。

○森岡委員 森岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○中田委員長 それでは、本日は協議事件が2件ございますので、これらにつきまして当局から説明を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

## 2 協 議 事 件

○中田委員長 早速でございますが、日程2の協議事件に入ります。

まず、当局からの説明を受け、その後に質問を受けたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

初めに、濃縮水処理施設の事業費についてを議題といたします。当局からの説明をお願いいたします。

○本池施設管理課長 はい、委員長。

○中田委員長 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 それでは、濃縮水処理施設の事業費について、資料1で説明させていただきます。よろしくお願いいたします。この濃縮水処理施設の事業費につきましては、本年1月にも交渉状況を説明させていただきました。その後も引き続き交渉を行いまして、本年3月に設置業者であります環境プラント工業と協議が整いましたことから、概要を報告させていただくものでございます。また、こちらは事前に正副管理者会議でも協議をさせていただいております。まず1番目に、事業費のところでございますが、表の左の三つの区分に分けてございます。建設費と、令和5年から13年度分の維持管理費につきましては、表の真ん中でございますが、金額につきまして1月の説明から金額の変更はございません。1月以降の交渉によりまして変わりましたところが、この表の一番下の、金利及び金利負担額の部分でございますが、こちらは記載のとおり金額が変更になっております。これにつきましては、金利負担の圧縮を目的に本組合におきまして建設費を貸し付けることで、金利負担の縮減を図った結果でございますが、約7,200万円余りの縮減が可能となっているものでございます。

続きまして2番目の、支払方法及び財源等のところでございます。(1)の建設費相当額に

つきましては、①の支払（貸付）方法と貸付額の部分でございます。こちらにつきましては、令和4年度及び令和5年度に建設費相当をそれぞれ記載のこの金額で設置業者さんに貸し付けるということにしておりまして、貸し付けました建設費相当額は、令和5年から13年度の9年間で償還されることとなっております。また、②の貸付金の財源といたしまして、令和4年度と令和5年度におきまして退職積立基金の積立金の組替えや財政調整基金の取り崩しを行いまして、不足する部分につきましては市町村負担金を増額させて対応させていただく考えでございます。また、これらの対応につきまして、正副管理者会議でも異論はありませんでした。続きまして、(2)の維持管理費のことにつきまして、当初の計画どおり、維持管理費につきましては最終処分等業務委託料で支払うということにしております。こちらは参考資料で図示したのもございますので、そちらを御覧いただけますでしょうか。資料の方は、4ページ目の参考資料の2でございます。参考資料の2で、財源及び支払いの流れというところがございます。こちらの①番の令和4年、令和5年の建設費相当額の財源及び支払いの流れにつきましては、先ほど説明させていただいたとおりでございます。この②の部分でございます。令和4年から令和13年度の建設費相当額の償還と、濃縮水処理施設の建設費と維持管理費でございますが、委託料の支払いの流れについて総額でまとめて図示しております。あと真ん中が組合といたしまして、一番右側の四角で設置業者環境プラント工業という形で図示しておりまして、こちらで令和4年、5年で貸し付けました建設費相当額を、令和5年から令和13年度の間環境プラント工業から償還を受けながら、濃縮水処理施設の建設費と維持管理費を含めました委託料を組合から支払うこととしておりまして、その差額の財源は、構成市町村の負担金をいただくという流れになっているものでございます。

続きまして、資料の1の2ページ目にお戻りいただけますでしょうか。3番目の項目で、予算措置といたしまして、5月23日開催予定の組合臨時会におきまして補正予算措置を行う予定でございます。その内容といたしましては、こちらに3点記載しております。令和4年度分の貸付金の新規計上と、令和5年度分の貸付金に関わります債務負担行為の設定、また、それから金利負担額が減額となりましたことから、令和4年度当初予算にて決定いたしました最終処分場委託事業の債務負担行為額の変更を行うものでございます。

4番目の今後のスケジュールといたしまして、5月23日の補正予算議案の議決後に、5月末をめどにいたしまして濃縮水処理施設の支払い方法を定めます協定書の締結を行いまして、その後、6月に建設工事の着工を予定しております。また、令和5年の4月に濃縮水処理施設の供用開始を予定しております。

最後5番目でございますが、参考資料といたしましてそれぞれ添付いたしております。3ページ目に、参考資料1といたしまして、事業の概要の資料をつけております。(1)で濃縮水処理施設の概要というところで、この点線で囲った右側の部分が濃縮水処理施設でございます。続きまして、(2)で設置場所の航空写真を図示しております。この中で浸出水処理施設の下流、三角形の部分に濃縮水処理施設を設置するものでございます。続きまして4番目。先ほど4ページ目のところ参考資料2の説明させていただきました。最後5ページ目で、参考資料の3といたしまして市町村負担金の一覧を添付しております。(1)で、令和4年と5

年に貸し付けます建設費相当額の支払いに係ります市町村負担金の内訳。(2)で、最終処分場委託事業に関わります令和4年から令和13年度の市町村負担金の内訳を記載しております。詳細な説明は割愛させていただきたいと思っております。説明は以上でございます。

○**中田委員長** 当局の方からの説明がございましたが、皆様からの質問等ありましたらお願いいたします。ございませんか。森岡委員。

○**森岡委員** まず、1番の事業費について伺いたいと思っております。このアスタリスクのところにですね、建設費及び管理費については国交省の土木建築工事積算基準等というふうに書いてございますが。まず1点目に、この「等」という、このほかにどんな基準があるのか、積算根拠となった基準があるのか、お示しをいただきたいと思っております。

○**本池施設管理課長** 委員長。

○**中田委員長** 本池施設管理課長。

○**本池施設管理課長** 先ほどいただきました御質問でございますが、こちらに「等」とまとめましたところはですね、土木また建築ということで、土木・建築両方ということで「等」と表示させていただいたことでございます。

○**中田委員長** よろしいですか。はい、森岡委員。

○**森岡委員** 2点目にですね、国交省の土木建築、これ土木建築工事積算基準の中には、先ほどの説明では建築部分は含まれないという理解でよろしいのでしょうか。

○**本池施設管理課長** はい。

○**中田委員長** 本池施設管理課長。

○**本池施設管理課長** 失礼いたしました。そのとおりでございます、土木工事と建築工事ということでございます。

○**森岡委員** いや、だから。いいですか、この国交省の土木建築工事積算基準等というのがございますね。これらがこの濃縮水処理施設の建設費に係る積算の根拠になってるというふうに書いてあるんですが、それ以外の「等」とは何ですかということ、まず最初にお伺いしたんですけど、先ほどの説明では建築はここから除くんですよってということだったんですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○**本池施設管理課長** 委員長。

○**中田委員長** 本池施設管理課長。

○**本池施設管理課長** 大変失礼いたしました。すみません、こちらで「等」とさせていただきましたのは、土木と建築工事ということですので。

○**森岡委員** 私の質問が悪いかな。

○**三上事務局長** 委員長。

○**中田委員長** 三上事務局長。

○**三上事務局長** すみません。ちょっと確認をさせていただきまして、改めて後ほどお答えさせていただけたらと思っております。申し訳ございません。

○**森岡委員** 委員長。

○**中田委員長** はい、森岡委員。

**○森岡委員** そうしますとですね、この国交省の土木建築工事の積算基準というのがですね、国が発注する大きな土木工事ですね、橋梁工事であったりいろんな工事があると思うんですが。この施設をつくるに当たって、これを基準としなければならない理由というのがあるんでしょうか。

**○本池施設管理課長** はい。

**○中田委員長** 本池施設管理課長。

**○本池施設管理課長** まず、環境プラント工業から提案いただきました見積書の精査に対しまして、その設計費用を、精査する上で、この国交省の積算基準を用いて積算といいますか、おしなべて精査をさせていただき、一定の基準と比較して精査をする必要がございましたので、この積算基準を適用させていただいて精査をさせていただいたという流れでございます。

**○中田委員長** 森岡委員。

**○森岡委員** これを根拠にして積算しましたということは分かったんですが、もう一つ視点を変えてちょっと質問したいと思うんですが、この施設をつくるに当たって、この基準によらなければいけない施設なのかどうかというのを聞かせてください。

**○本池施設管理課長** はい。

**○中田委員長** 本池施設管理課長。

**○本池施設管理課長** なかなかこの公共工事の積算基準によりまして、きちっと完全に適合するような施設ではございませんが、やはり一定の基準に基づきましてこの見積金額を精査する必要がございますので、先ほどのこの公共工事、土木と建築と、公共工事の積算基準を用いまして、それにプラスいたしまして廃棄物処理施設の積算要領というものもございまして、また、建設機械の損料などもこれに併せて精査させていただいたような状況でございますので、なるべく、きちっとした形で積算ができるような基準にのっとり精査をかけたものというものでございます。

**○中田委員長** 森岡委員。

**○森岡委員** なるべくというような言葉があるんだけど、それはそれで以前からね、今の最終処分施設がこの基準にのりつつ形できていって、なおかつ新しい施設についてもこの基準を適用するんだということは理解できます。ただ、これ、次のごみ処理施設も関連してくるんですが、この基準が絶対に適用しなければならない施設なのかどうかということを知りたいです。基準を適用させなければいけないのか、次のものに対しても。

**○伊澤副管理者** 委員長。

**○中田委員長** 伊澤副管理者。

**○伊澤副管理者** 議員の御指摘は、この基準によらなければならないという何か決まりがあるかどうかということだと思いますが、これは結論から申し上げますと、そういう決まりはないと思います。で、一般的にですね、いわゆる土木建設工事、よく御存じのとおりでありますけれども、当局側、発注側の積算はですね、国が定めるこういった設計基準等によって設計をするわけですが、いわゆる競争入札によりましてですね、それを発注基準としつつ業者間の方で、その業者さんのは業者さんの方で様々な技術や知恵や工夫を凝らしてですね、

そこをある意味天井としながら、競争入札等で価格が決まってくるわけでありまして、御案内のとおり、特にこの第2処分場の固化塩施設についてはですね、現在運用している施設であることや、過去からのその事業の経過等がありましてですね、必ずしもそういった競争性によって価格が決まるものではないという性格のものだということは御理解いただいております。そういったしやすと一般的にはですね、見積随契というような形でやるわけでありまして。そうなりますと業者さんの方から、まあ環境プラントさんでありますけれども、提案された価格ということになってしまうわけでありまして、非常に高額なものでありますので、これは議会の方にも御説明し、予算もお認めいただいております、これはコンサルティング専門業者の支援も受けながら、様々なその設計基準あるいは似たような施設の調達実績等も他の地域でありますので、そういったようなものの動向等も踏まえてですね、言い値ではなくて、本当に我々として認めることができる妥当な金額はいくらなのかということを実は検証させていただいた。これは、このごみ処理特別委員会でも御報告させていただいたとおりであります。これがいわゆる精査金額と呼ばれるものでありまして、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 先ほども私も言いましたけれども、現行のこの計画によるものに対しては、この基準にのっとった形で最終的に行くことに対しては、これ何ら問題はないと思っております。ただ、次の問題も出てきますし、それがこの法的根拠によるものかどうかというのは本当に大きな問題だと思いますので、そのことを確認させていただきました。以上で終わります。

○中田委員長 ほかにございませんか。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 この貸付けのほうの財源の中で、退職積立金への予定額を組替え、というふうに書かれています。ということは、これまでも積立金があつて、これから先も積立てていく予定のものを組み替えるというか、そこに充てるという意味で、全部その積立金が崩されるってということではないということでしょうか。

○本池施設管理課長 はい、委員長。

○中田委員長 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 議員おっしゃるとおりに全部積立基金を組み替えるということではなく、この令和4年、5年の積立金だけを組み替えるということでございます。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 それで、仮に令和4年とか5年とか6年に退職者がやや多くあったとしてもですね、何とか間に合うということのもとに組み替えるということなんですね。

○中田委員長 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 はい、議員のおっしゃるとおりで、最初に計画がございまして、こちらのほうで把握させていただいたもので、問題ないという確認したということです。



○中田委員長 よろしいですか。

○石橋委員 はい。あの、一つ。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 貸付けど、それを償還というものの流れがなかなかよく分からなくて聞きましたけど、ややこしいことになったなというふうに思いましたが。いずれにしても市町村の負担はやっぱりかなり重たいなど。大きな事業でみたいなどいうことを改めてそんな話の中で感じました。以上です。

○中田委員長 ほかにございませんか。景山委員。

○景山委員 参考資料3です。5ページですけれども、その2つの表があって、それぞれ市町村別の金額が入っています。これの算定のルールというか、そういうのを教えてください。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 負担割合ということでのお尋ねかと思えますけれども、均等割が20%と、実績割が80%で事業費に対しまして換算させていただいたものでございます。

○中田委員長 景山委員。

○景山委員 ということは人口とかではなくて、この搬入の実績によって金額の多寡が決まって、まあこういう結果になったというふうに理解をさせていただいていいのでしょうか。

○三上事務局長 はい、委員長。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 こちらのほうの、すみません、まずは分賦金条例です、ごみ処理に關します運営部分についても決まっております。その中でこの最終処分場の委託料につきましてはですね、先ほど申し上げましたような形で、人口割りではなくて、それぞれの市町村の実績に応じて負担をしていくということになっているものでございます。はい、よろしくお願いたします。

○中田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。はい、三好委員。

○三好委員 石橋委員と関連するんですけども、貸付金の財源に退職積立基金の予定額を貸し付ける、組み替えるということだと、この退職積立基金積立金を流用するということはどうかということをお伺いすると、これがちょっと理解できないんですけど。ほかの財源の手当の方法とかいうように検討されたわけではないんですか。

○三上事務局長 委員長。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 まず、財源の負担につきましてはですね、それぞれの構成市町村の方と、個別に事務局の方でかけさせていただきまして、それぞれの担当課、そこからまた首長さん副首長さんも含めまして御議論をさせていただきましたが、その結果としてですね、なるべく今、令和4年度につきましては当初予算がもう決まっておりますので、その中で市町村の負担金なるべく増えない形であるところの中で、最終的にいいものを検討させていただきましたのが今日御説明をさせていただきました退職積立金ということで、今年度、構成市町村から御負担をいただきます積立金の部分を振り替えさせていただいて、それをまず積

み立てましょうということでございます。それから来年度の部分につきましてもですね、財政推計でお示しをさせていただいておりますけれども、プラスアルファでということになりますと、かなり高額になります。その部分につきましても、この2カ年で貸し付けをするというところでありますので、まずは来年、市町村負担金で納めていただきます予定の退職積立基金の積立金部分を振替をするということで、最終的にこれは調整をさせていただいて、各構成市町村で合意をいただいたというところでございます。それで、この合計で4億9,000万というものが2カ年分で退職積立基金、令和4年度と来年度で積み立てる予定にしておりますけれども、こちらにつきましては、この5ページの表の(2)でございますけれども、御覧いただきますように令和6年度から13年度まで、この間が約3億4,500万ということになっております。この部分が、毎年分割払いしますと大体これにプラス1億1,000万ぐらい上乗せした形になるんですけども、2カ年で払いますことによって、この1億1,000万下がってまいりますので、その間の中で、また調整をさせていただいて、この4年、5年に積みなかつた退職積立金につきましては、この令和6年から13年の間の中でですね、再度またこれを構成市町村と御相談させていただきながら、どのタイミングで積むかということは、この夏ぐらいに改めて協議をさせていただく、というところで話をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○中田委員長 三好委員。

○三好委員 最終的には各町の副管理者さんが打ち合わせ、調整をして、退職金積立金が一番利用しやすいだろうということになったのかもしれませんが、これはちょっと何かすごく僕は違和感がある。このものに退職金積立金なんかを流用していいのだろうかかなという。例えばほかの各自治体の事業でも、こういうことが可能になるのかなあということを懸念しておりますけれども。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 ぜひ御理解いただきたいのは、流用ということではなくて、先ほど事務局長のほうからもお答えしましたけれども、退職金の積立てはしっかり行います。で、退職積立基金というのは、将来退職者がピークを迎える時期っていうのがあります。そのときにその退職金がかつと増えるわけでありまして、それを単年で負担すると、その単年負担が大きくなりますので、各構成市町村が財政的にしんどいということから、あらかじめ平準化して積んでいこうという、こういう趣旨のものだということは御理解いただいていると思います。

(「それは分かる。」と三好委員)

で、それを、実は令和4年5年あたりで少し厚めに積もうというふうにしておりまして、もともと。それは御案内のとおり、今後様々な事業費が膨らんでまいります。その最たるものが、令和14年稼働を目指して行います次の次期ごみ処理施設の建設費等々がこれからどんどん入ってきますので、それによって事業費、つまり予算額の総額が増える前に、必要な積立金を前倒しで、退職金の積み立てを前倒しで積んでおこうということ、そして、結果として総額の平準化を図ろうということをしていただけたわけですけども、このたび、今、御説明しましたとおり、少し工夫することで7000万を超える節減が可能なやり方というのを、これ

は実は事務局も含め、様々な知恵を絞って、トータルで7,000万を超える節減ができるということは御理解いただいていると思いますが、そのために、積立金を積む順番を入れ替えようということでもあります。流用するのではなくて、今言いましたように全体の平準化を見ながら、少し厚めに令和4年5年で退職金基金を積み立てようとしてた分の順番を、ちょっと後ろにずらして、そして、今回その貸付金の所要額が出てまいりますので、これを先に使わせていただくことで、繰り返しになりますが7,000万を超える節減が可能なスキームができましたので、そういう順番の入れ替えをさせていただきたいということをお願いしているものでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○中田委員長 三好委員。

○三好委員 まあ、大体分かりましたけども。いわゆる、僕にとっては流用ということはあまりよろしくないんですけど。運用というふうに言い換えてもいいのかな。基金の運用。

○三上事務局長 委員長。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 ちょっとなかなか説明のほうがうまく伝わってないところがあるかもしれませんが。元々退職積立基金というのは積んでおりまして、すみません、ちょっと今、総額、今、現行いくら残高があるかというのはお示しできない。

(「それはよろしいです。」と三好委員)

で、その積立基金から取り崩してきて今回充てるということではなくて、先ほど副管理者も申しあげましたように、平準化をしながら将来の退職に備えて年度年度で積立てをさせていただくという部分を、今回まあ令和4年度、令和5年度、たまたま2億4,500万、両年が市町村負担金の平準化をする中では、その金額は積めるというところの予定だったんですけども、それを、ほかの方法も検討させていただきましたけれども、今回はそれで積んでも退職者に対する退職金の支払いに影響ございませんし、当面の対応についても影響がないということでしたので積む順番を入れ替えさせていただいて、要は振替えという形でですね。

○中田委員長 三好委員。

○三好委員 振り替え。運用でもないのに振り替えにやいけん。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 そうです。それを積むお金として予算措置をしていただいていたものを、この5月23日に予算を補正させていただきますけども、そこで、積立金からこの貸付金という形で、まあ名目といいますか、費目を振り替えさせていただくという形で対応をさせていただくというところでございます。

○中田委員長 あの、あれでしょ。その1ページのところに書いてあるとおり、退職積立基金への積立予定額を貸付金へ組み替える。この字そのものずばりですね。

○三上事務局長 はい、そうでございます。

(「別に今ある土を崩すわけじゃないんだ。これから予定額。じゃあ、その中に…。」と三好委員)

○中田委員長 三好委員。

○三好委員 その中に、今年度以降、退職積立金の額の中に、この事業の部分を含んでの、ということで解釈すればいいのでしょうか。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 繰り返しになりますけど、当初予算では、先ほど言いましたように年度年度の平準化を考えて、両年、令和4年と令和5年については、令和5年はまだ予算はお願いしてないわけですが、我々の財政のもくろみとしてはですね、2億数千万円の積立てを、これは新たな積立てです。新たな積立てを将来に向けてやろうとする、ということで当初予算をお願いしているわけでありまして、今、御説明したような状況で、7000万を超える節減が可能な方法を見つけましたので、普通であればですね、この貸付金をプラスで増額補正をお願いする。まあ、こういうやり方がある意味オーソドックスなのかもしれません。ただ、そうすると各市町村にですね、各市町村も御案内のとおり全てこの西部広域の予算の負担金というのにも既に当初予算に計上しておられますので、年度途中でそれぞれ、まあこれ割合はありますけども、追加の増額補正をお願いしなければならないということになります。私も米子市もそうでありまして、懐具合がそんなに余裕があるわけでもございませんので、年度中途の増額補正というのは、トータルが増える増額補正というのはできるだけ避けたいということがあります。そうしますと、単純にこの貸付金をプラスで予算措置するという選択肢も持ちつつ、何とかそうならない方法を考えられないかということを考えてあります。その中で一番影響がないところ、先ほど言ったとおり財政の平準化を見ながら、ある意味、将来の退職に備えて蓄えを積み増ししてるその当初予算の部分を活用させていただいて、今年度はその当初予算でお願いしているその部分を積むのをやめさせていただいて、そして新たな財政事業であるこの貸付金のほうに振り替えさせていただく。で、じゃあその積み立てる部分をどうするんだということになりますけど、これは将来的に必要な、すぐではありませんけど将来的に必要な部分でありますので、先ほど事務局長も御説明しましたが、それによって発生する将来のこの濃縮水の処理施設の負担軽減分が出てまいりますので、その後ろ倒しした部分で、そこを使ってその年に積み増しさせていただくという入替えをさせていただいたという、そういった補正予算を次の議会でお諮りしたいということを今、御説明しているわけでありまして。以上です。

○中田委員長 よろしいですか。

○三好委員 はい。

○中田委員長 ほかにございませんか。

○山本委員 委員長。

○中田委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、4ページの参考資料2のところの、もう少し説明を詳しくしていただきたいと思います。①のところは今いろいろ話題になっておりますが、退職積立金の貸付けと組替えとかということで9億1,270万円を貸付金とするという資料だと思うんですが、②のところの説明をもう少し詳しくしていただけませんか。

○中田委員長 本池施設管理課長。

○本池施設管理課長 申し訳ありません。説明しておりませんで。説明させていただきます。まず、令和4年度から13年度の建設費相当額の償還と委託料の流れでございますが、まずこの中で、それぞれ償還金、委託料、市町村負担金と大きい数字がございます、こちらの方で、①のところで、4年5年で貸し付けた貸付金が、この償還金として9億1,800万余りというのが償還されてます、という流れにさせてもらいまして、その代わりにといますか委託料の中に、濃縮水処理施設の建設費と維持管理費を含めた委託料といたしまして、すみません、桁が一つ違ってます。44億円余りを委託料として支払うという流れになっています。

○三上事務局長 委員長。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 すみません、ちょっと私のほうから補足説明をさせていただきますけれども、まず②のところの、市町村から組合のほうに矢印を引いてありますが、市町村負担金ということで34億8,986万2,000円ということで記載をさせていただいております。この金額が、下に内訳ということで書いておりますけれども、令和4年度と令和5年度から13年度、この間一律ということになりますけど。これらが建設費相当額を除きました維持管理費の負担金額と。

(「これが一番高い。」と山本委員)

これが市町村から、それぞれ書いております、令和4年度はちょっと多いですけども、3億7,700万余り。令和5年度から13年度は、それぞれの年につきまして3億4,500万余りというものが入ってまいります。これが、組合のほうで市町村負担金を頂きまして、組合から環境プラントのお金の流れにつきましては、まず、環境プラントの方から建設費相当額を組合が貸し付けております。これが上の矢印でございますけれども、償還金ということで建設費部分が令和5年度から13年度につきまして9億1,800万余り。これが利子負担額0.15%、これも含んだものが貸付けでございますが、環境プラントの方から毎年償還されるという形になります。それを合わせまして委託料ということで、この償還金で返ってきました建設相当額と、先ほどお話しました市町村から毎年頂きます維持管理費、これを委託料ということで、そのまま環境プラントにお支払いするというので、これが金額といたしましては、各年度でいきますと4億4,000万余り、失礼しました。44億879万8,000円というものをお支払いをさせていただくという形でございます。

○山本委員 委員長。

○中田委員長 山本委員。

○山本委員 確認させてください。償還金の9億1,800万円何がしと、市町村の負担金の34億8,900万円を足したものが、委託料の44億800万というところになるということよろしいですか。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 はい、委員さんおっしゃったとおりでございます。よろしく願いいたし

ます。

○山本委員 分かりました。ありがとうございます。

○三上事務局長 よろしくをお願いします。

○中田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○森岡委員 一ついいですか。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 今の部分ですけども。将来予測の中で、これ平準化して、令和6年度以降ですね、数量も分からないし、一応同じ金額を令和13年度まで入れ込んで、これよりも多くなることも想定をしておかなきゃいけないっていうことですよ。

○三上事務局長 はい。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 おっしゃるとおりございまして、実績に応じまして増減があるものというふうに思っております。維持管理費部分につきましては、そのようになろうかというふうに思います。

○中田委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

○勝部委員 はい、勝部です。

○中田委員長 勝部委員。

○勝部委員 ちょっと失礼なことを聞きますけど。いわゆる貸付金については適用期間もありまして、貸倒損失というふうな概念もあるかと思えますけれども。そういうふうな想定とか、契約書とか、そういうことは何か考慮されたことがあるのでしょうか。想定外といえば想定外だとは思いますが。まあ、いいわいいわ。ないということで。いろいろしておられるなら、まあ、いいわいいわ。

○中田委員長 当局、どうですか。いいですか。

（「西部広域がつぶれるだけですよ。」と声あり）

○勝部委員 いやいやいや、償還金が入ってこない。

○中田委員長 あの、プラントのほうからっていうことですよ。

○勝部委員 そういうことです。西部広域はつぶれないんだけど、償還金が入ってこないということは、貸し倒れ損失ということだけね。所得税法でも税法上でもね。そういう想定は議論はされてないならいいです。委員長それでいいですけん。

○中田委員長 いいですか。

○勝部委員 はい。

○中田委員長 ほかにございませんか。ないようですので、この辺りで次に進めさせていただきます。

それでは次に、(2) 未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口の設置についてを議題いたします。当局からの説明をお願いいたします。生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 それでは資料の説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。未来につなぐ新しいごみ処理施設提案窓口の設置につきましては、

令和14年度に稼働を予定しております次期ごみ処理施設につきまして、より効率的な施設整備や運営を行うために、民間事業者等からの提案を受けようとするものでございます。

大きな1番の、提案募集の趣旨でございますが、昨年度に策定をいたしました一般廃棄物処理施設整備基本構想におきましては、記載の(1)～(3)までの基本方針を定めております。次期ごみ処理施設は様々な手続きを経まして建設工事を実施することとしておりますが、これらに先立ちまして処理対象物の検討の方向性や施設基本設計におけるごみ処理方式、余熱利用策などの設定に向けまして、早期に処理技術の動向や民間との連携の検討を進めていく必要があると考えております。処理技術や民間との連携の提案を受けまして、基本方針として定めました、環境面、資源循環、経費の節減等につきまして、より効果的な施設整備や運営を目指していくと考えております。また、あわせまして、この地域の民間事業者の皆様のごみ処理施設整備事業への参画を促進をしますとともに、住民の皆様への啓発ですとか、関心の高まりを期待をするものでございます。

2番の提案募集の考え方でございますが、アンダーラインのところになります。最新のごみ処理技術の動向と、これに対応する分別方法の検討ですとか、地元の民間事業者が持つごみ処理に関する技術の活用、次期ごみ処理施設の運営への協力を得ることが重要と考えております。先進的で経済的に優れた技術の導入や環境保全、資源循環等に係る公民連携協力の可能性を模索して、今後策定いたします施設基本設計や施設建設に係ります発注仕様書等へ反映することによりまして、基本構想に掲げます基本方針の実現を目指していきたいと考えています。

3番の提案者の要件でございますが、このたびは民間事業者等に限定させていただいておりまして、個人の方につきましては対象外としております。ペーパーおはぐりいただきまして、2ページの上のほうになります。

大きな4番でございます。今回は提案区分を二つに分けております。㊦が、ごみ処理技術の提案でございます。想定される提案の対象者はプラントメーカーさんなどを想定しております。主な提案内容といたしましては、右側に提案の例を記載しておりますが、ごみ処理の焼却技術ですとか、リサイクル技術などの提案を想定しております。続きまして、㊧の公民連携協力の提案ですが、これにつきましては地元の民間の企業さんですとか、自治会さん、ボランティア団体さんなどを想定しております。提案の例といたしましては、プラスチック廃棄物の直接処理の御提案ですとか、施設から排出される余熱ですとか二酸化炭素の活用、それから環境学習、環境啓発などの取組内容の御提案をいただきたいと考えております。

大きな5番です。事業フローにおけます本提案募集の位置づけでございますが、下のフロー図の中央にあります施設基本設計に先立ちまして、技術調査・提案募集、ここの位置づけとしております。

おはぐりいただきまして3ページです。大きな6番になります。提案募集の流れと取扱いでございます。(1)の基本的な流れでございますが、フロー図を作っておりますので、そちらを御覧ください。民間事業者のほうから提案シートというものを出示していただきまして、そのシートのほうを受け付けますと、提案内容の聞き取りですとか対話を実施したいと考え

ております。特に処理技術、それから分別に関する提案につきましては、次の施設で取り扱います処理対象物の検討に深い関係性があるであろうと想定しておりますので、一旦こちらの方の検討に回したいと考えておりますし、公民連携協力につきましては、主な内容としましては恐らく施設稼働後の運営に関するものが多くなるのではないかとこの想定でございますので、こちらのほうはそのまま基本設計の反映への検討を進めたいというふうに考えております。(2)番の提案の取り扱いでございます。(7)につきましては、先ほど御説明をいたしましたとおりプラントメーカーなどを想定しておりますので、まず、ヒアリングベースで内容の確認をさせていただきまして、その後に検討させていただくということにしております。(4)につきましては、地元の企業さんや自治会さんなどを想定しておりますので、実現可能性などにつきまして丁寧にやりとりをさせていただき、確認をしてまいりたいと考えております。

続いて大きな7番でございますが、募集窓口の開設につきましては、(3)番でございます。窓口の開設時期につきましては、今月中旬を予定しております。来週中にも開設したいと考えております。(4)の周知方法でございますが、市町村の広報誌、組合のホームページ、市政記者室への情報提供などを想定しておりますし、これと併せまして、プラントメーカーなどに対しまして提案窓口を設置した旨を積極的に情報提供してまいりたいと考えております。

おはぐりいただきまして最後のページ、4ページになります。事務スケジュールでございますが、この窓口の設置につきましては、本年の4月から構成市町村と検討を重ねてまいりまして、先般開催されました正副管理者会議におきまして実施内容の協議、決定をしております。本日、実施内容の報告をさせていただきました後に、提案の募集開始という流れでございます。なお、提案の内容によりましては、発注仕様書にも反映することがありうると考えておりますので、そのため現段階ではこの提案の期限は設けておりません。

簡単でございますが、説明は以上でございます。

**○中田委員長** 当局からの説明は終わりました。委員の皆様から質問等あればお願いいたします。

**○石橋委員** はい。

**○中田委員長** 石橋委員。

**○石橋委員** 何度も申し上げますが、昨年6月にプラスチック資源の循環というのでございまして、これで分別の回収実施を交付金交付の要件とする方向で調整してらっしゃるというふうに聞いています。そういうふうな新しい方法と申しますか、そういうことに合わせてその方向も考えるためのその提案を受ける取組なんでしょうか。

**○中田委員長** 生田ごみ処理施設整備課長。

**○生田ごみ処理施設整備課長** 失礼しました。提案の受付そのものは、様々な技術があろうかと思っておりますので、特に制限することなく幅広に受け付けをしたいと考えております。先ほど3ページのほうで、フローとなります提案内容の聞き取りの後にですね、基本設計等への反映の検討という、検討の工程を設けておりますので、こうしたところで、議員御指摘のと



おりプラスチックの循環を構築できておりますので、そういった国の動向を見据えながら検討進めたいと考えております。以上です。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 環境省もですね、中間処理施設の縮小あるいは設置も不要となるということもあるので、設備コストや立地の制約が緩和されるということもある。様々に効率化が可能ではないかというふうに言ってまして、分別収集により焼却廃棄物量が減る。売電収入の減少っていうのが一時的にはあるけれども、一方では、長期的には焼却炉のサイズを抑えることでごみ処理全体の費用の効率化を図ることができるというふうに言われてます。環境省としては、プラの資源化を進めるべきだと。前向きに分別収集し、リサイクルに取り組む自治体をしっかり応援をしていくというふうに、昨年6月の参議院の環境委員会では言われています。で、やっぱりこの方向っていうのはもう変わらないと思うんです。で、やはり今の基本構想っていうのは検討すべき時期であるというふうに思います。22年の4月以降、新設更新の廃棄物処理施設については分別回収を交付金の要件とする方向で検討するという話もありますので、これから政策変わっていくっていうことを念頭に置いて、しっかり方法を捉え直すっていうことが必要ではないでしょうか。そのところで、ぜひ広域も各市町村と相談しながら、国の動向も見ながら基本的な方向を定めていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 先ほどの答弁のとおりであります。検討の工程を入れておりますので、国の動向を見据えながら、構成市町村、課長会議中心になりますけれども、そういった検討をさせていただきたいと考えております。以上です。

○石橋委員 はい。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 2050年にはCO<sub>2</sub>の排出ゼロ、2030年には現在の半分に削減するっていうふうなことが言われている中で、従来の考え方のままの建設計画では、15年から30年先まで焼却が中心ということではCO<sub>2</sub>の削減どころではないというふうに思います。このところでぜひ、しっかり検討をし直していただきたいというふうに言っておきます。

○中田委員長 要望ですか。

○三上事務局 委員長。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 プラスチックの取扱いでの検討についての御意見でございますけれども、昨年8月に取りまとめております基本構想の中でも、今、議員さんおっしゃいますようにプラスチックの取扱い、これ分別も含めてということでございますけれども、これについては昨年8月に策定しました構想の中で、改めて構成市町村と検討するというところで書いておりますので、そのままの流れで事務局としても進めるということでございます。

○石橋委員 はい、すみません。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 ですので、それまでの熱回収ということ考えた焼却炉、今の焼却炉で、計画は元々プラスチックは燃やすという計画でした。これが本当に根本から考え直しになると思うんですけど、いかがですか。

○中田委員長 三上事務局長。

○三上事務局長 繰り返しになりますけども、今、検討結果をちょっと持ってきておりますけれども、昨年の8月の基本構想策定においては焼却するものとするが、硬質プラスチックの分別区分については改めて市町村と検討することとする、ということで明記しておりますので。これで進めていくということでございます。

○石橋委員 はい。すみません、もう一つ。

○中田委員長 石橋委員。

○石橋委員 そういうふうになった場合は、やはり焼却炉の大きさですとか、24時間大型炉で燃やすっていう計画自体が検討が必要になると思います。これは意見として言っておきますけど。はい、以上です。

○中田委員長 よろしいですね。意見ですね。

〔「はい」と石橋委員〕

○中田委員長 ほかにございませんか。森岡委員。

○森岡委員 5番の事業フローの部分なんですけど、令和4年度で今回技術調査、提案募集をされますよね。それでいろんな提案を受けるわけですが、一番これ問題になるのは、事業の運営方式と密接な関連がある部分が多いんじゃないかと思うんですよね、提案の中身によっては。このフローによると、令和5年から令和8年にかけて施設の基本設計を行うというふうになっているわけですが、この提案の段階で事業運営方式が定まってないことから、事業者さんも提案がしづらい部分があるのではないかっていうことを危惧してるんですが、そういったことは議論されておるんでしょうか。

○中田委員長 生田ごみ処理施設整備課長。

○生田ごみ処理施設整備課長 次のごみ処理施設でございますが、これ基本的にはDBOという形で、要は民間さんの活力を利用させていただくと、技術を利用させていただくということを基本構想の中でも決めておりますので、そういった御案内もさせていただきたいというふうに考えております。

○伊澤副管理者 委員長。

○中田委員長 伊澤副管理者。

○伊澤副管理者 森岡委員の御指摘はそのとおりだというふうに思います。つまり今回やる令和4年から、終期は決めておりませんが施設基本設計に入るまでの間に、ある意味前広に様々な提案をいただきたいと、これ、本格的なものはこの処理施設基本設計の中で再度詰めの議論をすることになります。今回この時点で前広に募集提案をいたしましたのは、先般、森岡議員のほうからも2月議会でしたでしょうか、御質問いただきました、なるほどなと思って聞かせていただいたところでありまして、つまり、施設基本設計に入りますとですね、

様々なフレームがある程度決まった中で議論を進めることとなりますので、そこから後戻りするってこととなると大きな手戻りが発生する可能性があります。一方、近時そのごみ処理というのは、目まぐるしい変化を遂げております。技術の問題もそうでありますし、先ほど話題に出ましたプラスチックの問題もそうであります。様々環境が変わってきているということがあります。これに我々は的確に対応してまいりたいと思っておりますし、ごみ処理施設というのは非常に長期にわたって運用をするものでありますので、向こう数十年間にわたって、安定的にかつ安心して運用できるというものをつくっていく必要があるだろうと思っております。当然コストもできるだけ下げることが大前提になります。そう考えますと、我々にある選択肢は一体どういう選択肢があるんだろうということをもう一回原点に戻ってよく検討してみようと、当然、この段階で民間企業から全ての詳細な提案が頂けるというふうに思っておりませんが、こんな選択肢もあるんじゃないか、こんな選択肢もあるんじゃないか、先ほどお話しがあった運営方針についてもですね、一般的なPPP、プライベート・パブリック・パートナーシップという、いわゆる官民連携というその枠組みの中でも実は様々な選択肢があるわけでありまして、いわゆるDBOといわれるような標準的なものからですね、もっともっと民間側に寄ったようなやり方もこれあるわけですし、そういったようなものを幅広く今の段階から民間事業者のほうから、骨格的な御提案になると思っておりますけど、頂くことでより最適な可能性を模索してまいりたいという思いだということは森岡委員はよく御理解いただいているというふうに思います。是非そういうふうに進めてまいりたいということで、当初はこの時点での技術提案とか提案募集ということは想定していなかったんですけど、この時点から早く扉を開いて様々なその事業者あるいは民間団体等と話し合いを進めていくことで将来にわたって、繰り返しになりますが、安全安心でかつ安定的に、そしてコストにも優しいというものを目指してまいりたい。そういう趣旨でありますので、御理解いただければと思っております。以上です。

○中田委員長 森岡委員。

○森岡委員 伊澤副管理者の御答弁で理解をさせていただきました。基本ラインとして、先ほど課長がおっしゃったようにDBOを考えてるということなんで、PFIの中でもですね、恐らくその技術によってはBTOだとかBOTだとか、様々な事業運営方式を提案されてくる方もいらっしゃるのかなというふうに思いましたので、その辺についてはしっかりと受け入れる用意があるということなんで安心はいたしました。ありがとうございました。

~~~~~

3 閉 会

○中田委員長 ほかにございませんか。ないようですので、これをもちましてこの議題は終わります。本日のごみ処理施設等調査特別委員会を閉会いたしたいと思います。

(午後3時00分 閉会)

鳥取県西部広域行政管理組合議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

ごみ処理施設等調査特別委員長 中 田 利 幸